

奈良県ツキノワグマ保護管理計画 第6次計画（案）に係るパブリックコメントの結果について

案件名：奈良県ツキノワグマ保護管理計画 第6次計画（案）

募集期間：令和7年7月1日～令和7年7月31日

意見件数：48件 延べ118件

ご意見の概要	件数	左記に対する考え方
6. 現状の整理		
カメラトラップでの生息数結果は不正確であり、過大推定ではないか。	11	調査方法に関しては、環境省がガイドラインで示している標準的な方法を採用しており、ガイドラインに準拠して調査を実施しております。今後の生息数推定調査に関しては、定期的を実施することを予定しております。
7. 現状の評価と課題		
第二種特定対応ではなく、第一種特定計画で対応すべきではないか。	29	今回の第二種特定鳥獣への変更、調査方法、手続き等については、鳥獣保護法第7条の2と環境省のガイドラインに従って進めています。これまで奈良県では任意計画ではありますが第一種計画に準じた保護重視の計画で行ってきました。しかし、奈良県を含む紀伊半島地域個体群の推定生息数の増加、生息地域の拡大、目撃情報の増加、人身被害の発生等から、第二種特定計画を作成したところです。捕獲に関しては、積極的に行うものではなく、集落及び集落周辺ゾーンに出没した個体のみ捕獲するものです。また捕獲頭数に関しては、個体群を安定的に維持していくために捕獲上限頭数の範囲内で行うものです。策定後も定期的に生息頭数調査を継続する予定で、紀伊半島地域個体群として維持されるように三重県と和歌山県と連携を密にして、推移を注視してまいります。
9. 目標達成のための方策		
(4)生息環境管理		
放置人工林の天然林化など、クマが山から出てこない森づくりをめざしてほしい。	30	一朝一夕にはいきませんが、関係部局ともご意見を共有し、本計画記載のとおり、多様な動植物の生息・生育が期待される混交林に誘導するなど、良好な生息環境の維持、拡大に努めてまいります。

(5) 普及啓発		
人に対して、クマに関する知識啓発を実施してほしい。	4	ツキノワグマに関して県民への理解を深めるため、リーフレットを作成するとともに、広報誌にも掲載して、県民に広く情報提供につとめてまいります。
できるだけ殺処分という選択肢を取らなくてもよいよう防除策の徹底を希望します。クマの行動調査(マイクロチップ埋め込み)、誘因物除去、藪の刈り払い、電気柵の設置や、作業小屋、納屋、倉庫、ゴミ庫の戸締りの徹底等。	7	現在の計画並びに6次計画案においても、集落ゾーンに寄せ付けないための対策を記載しています。被害対策を実施した上で、それでも集落ゾーンに出没する個体は有害捕獲により殺処分とします。
被害はクマとの鉢合わせによりおこります。クマ出没可能性がある地域では、1人での早朝の外出を控える。1人での登山、外出の時、家の周辺であっても必ず、鈴やラジオ等を携帯して大きな音を出し自分の存在をクマに知らせる義務付け、またクマ撃退スプレーを可能な限り携帯所持することを周知徹底してほしい。	3	県ホームページやリーフレットの配布、市町村を通じての周知を図っているところです。
奈良県だけの問題ではないので、三重県、和歌山県ともしつかり連携して取り組んでもらいたい。	2	昨年度より、三重県と和歌山県で協議会を設置しております。今後も、ツキノワグマの保護管理について三県で連携して取り組んで参ります。
まず第一に人の生活、人の安全を重視し、集落ゾーンにあらわれた熊に於いては、有害駆除を実施し、すべて殺処分を要望します。	10	まずはツキノワグマが集落によってこない対策の実施をお願いします。山に行く際には鈴やラジオを携帯し、ツキノワグマを警戒させるようお願い致します。対策を実施しても集落に出没するクマは有害捕獲により殺処分とします。
クマの罠はドラム缶や箱罠を使用してください(理想はクマ抜け穴付きの箱罠です。)クマが鹿、イノシシ用のくくり罠に錯誤捕獲されることがないように直径12cm以下の規制は必ず設定してください。又、ストッパーをかけずに使用しているくくり罠で足を切断される犬やクマが全国的に多発しております。ストッパーをかけずに使用する違法なくくり罠を必ず規制をかけてください。	2	罠に関してはご指摘のとおり実施されています。

・ 錯誤捕獲された個体が罠の状況により危険な場合は殺処分を必ず検討すること。 ・ 錯誤捕獲された個体が集落ゾーンである場合は有害鳥獣捕獲と同等な扱いを行うこと。	1	個体が危険な場合や損傷状況によっては、殺処分も検討いたします。
前回は錯誤捕獲だった場合は前科に入れないでください。	1	本計画ではその予定です。
・ 学習放獣による放獣場所については市町村へ丸投げするのではなく、県も入り所有者に了解を得るように。 ・ 学習放獣場所について、地元の了解が得られないときには殺処分を必ず検討すること。	1	学習放獣の場所については、旧計画同様、新計画におきましても地元のこと精通している市町村において、同一市町村内での放獣場所の選定をお願いします。たとえ放獣場所が国有林内の場合でも、国有林の所管管理者（近畿中国森林管理局等）は、国有林が所在する地元市町村の承諾を必須としています。 ツキノワグマ捕獲後の放獣までの一連の作業に関し、県は包括的に市町村との連携を密にし、とりわけ放獣作業につきましては、県職員や専門家も共に実施しています。ツキノワグマ対策については、県・市町村一体となって対応すべきものと考えます。 更に、学習放獣を前提とする有害捕獲は、放獣場所を選定した上で許可申請が行われるため、地元の了解を得られないまま申請が行われることはないと考えます。
くくり罠についても、効率を求めて直径12cmのルールを短辺で規制しているが、長辺12cm以下とすべきである。	3	環境省からの「鳥獣保護法の細部解釈及び運用方法」に関する通知において、くくり罠の規制について「輪の直径12cmの計測は内径の最大長の直線に直角に交わる内径を計測するものとする」とあります。
ゾーニングを行いゾーンごとの対応を記載することは有効と思うが、たとえば森林ゾーンでの豊かな森づくり、集落周辺ゾーンでの緩衝地帯整備など、棲み分けを目指す取組も明記する必要があると考える。また、それぞれの取組は農業水産振興課単体で行うものではないと思うので、実施者（県庁内の他所属、市町村、警察etc）についても明記することでより実効性の高い計画になると考える。	2	各ゾーンごとの概念・クマの生息環境・被害防止対策について記載しており、追記は不要と考えます。

いずれの内容であれ迅速な報道発表を怠ると隠匿疑惑も出てくることから、「以下の場合」に限ることなく駆除や駆除後の処理も含め、なるべくプレスは怠らないようにすることが動物管理行政に誤解を招かせない意味からも重要である。	1	報道発表に関しては、本文の「以下の場合」に該当した場合、迅速に発表いたします。
「表7」やその関連には山菜採りなどの取得行為についての警告を行うべき。自己都合入山者によるクマ遭遇の未然防止のためにも山菜群等はクマにとっては貴重な食糧源に該当することや、地権者許可なしでの山菜取得や販売行為は法に抵触することなどを明記すべき。	1	広く普及啓発を行っており、本計画への記載は必要ないと考えます。
10. モニタリング等調査		
捕獲したクマから科学的なデータを得るため、クマの第4臼歯「牙」(年齢)、肝臓(個体識別と系統)、大腿骨(栄養状態、成長率、食性)、雌の場合は子宮(産児数)の提出の義務。 捕獲した場所と捕獲した個体数、すべてのデータを誰でもいつでも閲覧できるように公開を希望します。	1	現在でも、科学的なデータを得るため、ツキノワグマを捕獲した際には、血液、体毛、牙のサンプリングを行っております。
その他		
ツキノワグマの目撃情報について、一覧だけではなくてMAP形式で提供して欲しい。 できれば、三重や和歌山と共同して県を跨いで確認できれば広域で確認できると思います。	1	今後、検討して参ります。
今年4月には法律で、人の日常生活圏に出現した場合にという前書きがあるものの、クマを「危険鳥獣」としました。人間の都合で野生動物が行き場と食べ物を失って、熊達が人間の目の前に現れて助けを求めている様に感じます。危険鳥獣の「危険」という言葉を取り下げるべきだと思います。	1	本計画ではツキノワグマを「危険鳥獣」と標記しておりません。
学習放獣が安全であるなら、どの位安全なのか周知する必要があるのではないか。	1	学習放獣する年によって異なりますが、2~3割程度は再捕獲されています。 学習放獣すれば必ず人里に近づかなくなるという保証はありません。

やむをえず捕殺する場合、駆除関係者によるクマの胆嚢（薬機法対象）やクマ肉（食品衛生法同）等クマ部位私物化はNGであることを明記すべきである。学術への試料提供や焼却炉円滑搬入など公益的な目的以外での解体行為も行わず、全頭処分していくべきことも同じく明記すべし。	1	有害捕獲後の捕殺は、原則県や市町村職員立会いのもと実施されるため、計画には明記しませんが、クマ部位の私物化等されないように、指導して参ります。
集落周辺ゾーンは集落ゾーンの境界より概ね200mの範囲とあるが、クマの生息域と集落が重複する場合も多いわけであり、そうすると200mはかなりの範囲になると考えられる。200mが森林ゾーンと重なる場合、そもそも集落が元から森林ゾーンに重なる場合でも、森林ゾーンが消滅し、集落ゾーンや集落周辺ゾーンに変化するということがどうか明記されていない。	1	集落ごとのゾーンの境界に関しては、市町村と協議をしながら決めていく予定です。
熊よりも死者数が多いハチ被害のテレビ報道は見かけないので偏向気味です。むしろ熊はハチの最大の天敵なので生態系も考慮する必要があります。	1	ご意見として承ります。
近所の山で登山者が動物と誤認され撃たれていますし、北海道でも森林管理者が誤射で亡くなっています。 全国的にみても駆除が多い地域は熊と猟銃による人的被害も多く、軽井沢や知床などの自然保護区は熊が多いにも関わらず人的被害が殆どありません（軽井沢は人も多い）。日本に於いてこれ以上の銃の普及は控えていただきたいと切に願っております。警察庁の資料でも熊より猟銃による死者数の方が多し事が判ります。	1	銃猟で人身事故が発生しないように、今後も継続して啓発して参ります。
各市町村に鳥獣対策専門員を配置しその土地に合った対策をする。また、専門員は必ず正規職員とし長期的視野で対策を行う。各自治体の鳥獣対策費を捕殺のためでなく対策にあたる人件費に使う	1	専門員を配置するかは市町村の判断となります。なお、人材育成としての観点から、市町村担当者に対して、毎年ツキノワグマに関する研修会を実施しています。
単に生息数増加を抑えるだけであれば箱罠→麻酔→避妊去勢→放獣の方が人道的対処であると考えます。	1	本計画案では捕獲目標を定めておりません。また、単に生息数を抑えることを目標としているわけでもありません。